

徳島県規則第五十六号

徳島県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

徳島県農業改良資金貸付規則（平成十四年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「いう。」又は「を」という。）、「に改め、「以下同じ。）」の下に「又は認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第八条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定製造事業者等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改める。第三条中「第十一条第一項」の下に「又は米穀新用途利用促進法第八条第一項」を加える。

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる農業者等以外のものにあつては、その額と当該農業改良措置の導入に必要な経費の八割に相当する額とのいずれか低い額とする。

- 一 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条の五の認定又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた農業者をいう。）
- 二 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第五条第一項の認定農業者（同条第二項の認定導入計画に従つて同法第二条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。）
- 三 農商工等連携促進法第四条第一項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
- 四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（当該生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- 五 米穀新用途利用促進法第四条第一項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた米穀新用途利用促進法第二条第三項に規定する生産者又は同条第六項に規定する促進事業者のうち同項第二号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（当該生産製造連携事業計画に従つて同条第七項第二号イ又は八に掲げる措置を実施する場合に限る。）

第四条第二項中「一認定中小企業者」の下に「又は一認定製造事業者等」を加える。

第五条第二項中「組織する団体又は」を「組織する団体、」に改め、「限る。）」の下に「又は認定製造事業者等（米穀新用途利用促進法第二条第四項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業協同組合等である場合に限る。）」を加え、「当該団体又は認定中小企業者」を「当該団体、認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改める。

第六条第二項中「認定中小企業者」の下に「又は認定製造事業者等」を加える。

第七条第二項中「地区農協」の下に「（農業者等の住所地（団体の場合にあつては、その主たる事務所の所在地）をその地区内に含む農業協同組合（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せて行う農業協同組合をいう。以下同じ。）」を加える。

第十六条から第十八条までの規定及び第二十一条中「又は認定中小企業者」を「認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改める。

第二十三条第一項中「若しくは認定中小企業者」を「認定中小企業者若しくは認定製造事業者等」に改める。

第二十四条中「又は認定中小企業者」を「認定中小企業者又は認定製造事業者等」に改める。

第二十七条中「その農業者等の住所地（団体の場合にあつては、その主たる事務所の所在地）をその地区内に含む農業協同組合（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せて行う農業協同組合」を「地区農協」に改める。

様式第六号の注、様式第七号の注、様式第八号の注及び様式第九号の注中「ア片取鑑別母小企業者」を「ア認定母小企業者又は認定製造事業者」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。